

「かながわSDGsパートナー」募集についてのQ&A

【趣旨】

- Q 1 かながわSDGsパートナーとはどのような制度か。
- A 1 SDGsの取組を実施し、公表している企業等を神奈川県が登録する制度です。SDGsの普及促進に取り組み、多様なステークホルダーと連携を図ることができる企業等を募集します。
- Q 2 かながわSDGsパートナーに登録されると、SDGsの取組を行っていると認証されるのか。
- A 2 かながわSDGsパートナーは、登録制度であり、企業・団体等の取組をSDGsと認証する制度ではありません。SDGsの取組を実施し、その取組を発信している企業・団体等が多様なステークホルダーと連携して、SDGsの認知度向上や新たなビジネス機会の創出に努めるための制度となります。

【応募要件】

- Q 3 かながわSDGsパートナーの登録を機にSDGsの取組を実施しようと考えているが、申請可能か。
- A 3 申請時点で既にSDGsの取組を実施し、明確に公表していることが必要です。かながわSDGsパートナーに登録されるためには、申請時点で既にSDGsの取組を実施し、その取組等を分かりやすくホームページで公開していることが申請要件となります。
- Q 4 募集要項に記載している「ホームページ」とは、ブログやFacebookなどを含むか。
- A 4 含まれません。ホームページとはブログやFacebookなどの一過性のあるものではなく、常時誰もが見ることができ、SDGsの取組を発信していただく媒体を念頭に置いています。また、同様の理由で、ホームページであっても「News」や「お知らせ」など、一過性の場所に記載するのではなく、専用ページを設けるなど、SDGsの取組が常時分かるよう発信してください。
- Q 5 SDGsの文言を特に入れていないが、CSRの取組をホームページに公開している。これで問題ないか。

- A 5 CSRの取組だけでは登録要件とはなりません。
SDGsの取組を誰が見ても分かりやすい形で発信していることが、申請要件となります。SDGsという文言が含まれていることはもとより、会社・団体として、どのようなゴールに向けて、経済・社会・環境の三側面を含めた取組を行っているのか、明確に発信していただくことが必要です。
- Q 6 申請期間終了後に、ホームページを修整する予定だが、申請可能か。
A 6 申請時点で公開していることが必要となりますので、ホームページは申請する前に修整し、申請書を提出してください。
- Q 7 ホームページに分かりやすく発信とは具体的にどの程度か。
A 7 「分かりやすく発信」とは、初めてホームページを見る方に対して、SDGsの取組が伝わるかがポイントになります。「どのような理念・目的のために」「どのゴールに向かって」「どのようなことを」「どのような人を対象に」「どのような効果をもたらす」などを記載していただくことが必要となります。
- Q 8 県内支店名で申請することは可能か。
A 8 原則としてできませんが、支店等で商業・法人登記をしている場合は可です。
- Q 9 神奈川県内に事業所を有していないが、応募したい。神奈川県内で継続的に事業を実施することを証明できる者とは、具体的にはどのような者か。
A 9 本県内で継続的に事業を実施することを証明できる者とは、申請時には県内に事業所を有していないが、事業計画等により、今後、県内に事業所の展開を予定している者や、本県内の地方公共団体と協定等を結んでおり、継続的に事業を実施できる者を想定しております。
また、参考資料として、申請時に上記内容等の証明書類の提出が必要です。
- Q10 経済・社会・環境の三側面すべてにかかわる取組とはどのような取組か。
A10 経済・社会・環境に対する貢献を、それぞれが相反するものと捉えるのではなく、全ての側面に対する貢献を志向しながら取り組むことです。
三側面に統合的に取り組むことで、全体最適化や、トレードオフの緩和、シナジー効果等が期待できます。

Q11 三側面の環境について、「社会環境」は含まれるか。

A11 含まれません。社会環境は社会的側面であり、ここでいう環境は「自然環境」になります。

【登録・更新・取消】

Q12 登録期間は登録日から2年間とあるが、更新の際にはどのような書類が必要となるのか。

A12 更新日の2～3か月前頃に、本県から更新対象者に更新の意向確認をします。更新希望者には、更新時における最新の募集要項に基づき資料を提出いただく予定です。

【応募方法等】

Q13 申請に必要な書類は、申請書のほかにあるか。

A13 必須なものは、申請書のみですが、記載内容を補足する資料等があれば添付することも可能です。文字数制限がある箇所以外については適宜必要に応じて枠を広げてください。(申請書自体は2ページ程度に収まるようにしてください。)

【その他】

Q14 かながわSDGsパートナーに登録されていないが、SDGsのロゴマーク等を使用してもよいのか。

A14 SDGsのロゴマーク等については国連が著作権を保有していますので、国連広報センターに掲載されているガイドラインに従い、使用してください。

国連広報センターURL

(https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/)

Q15 かながわSDGsパートナーの募集は今後行うのか。

A15 年に1、2回程度実施予定です。詳細な募集要項・期間等については、ホームページにてお知らせします。